

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 2月25日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	復水補給水系復水貯蔵タンク液位計点検において、液位計の測定テープを引っ張った際にフロート(液位を測定する浮き)の脱落が認められたため、当該原因を調査・対応検討。	GIII	
2	4号機	残留熱除去機器冷却海水系(A)ラプチャーディスク(破裂板)配管において、錆による腐食及び塗装剥離が認められたため、当該配管を点検・修理。	GIII	
3	4号機	残留熱除去機器冷却海水系(B)ラプチャーディスク(破裂板)配管において、錆による腐食及び塗装剥離が認められたため、当該配管を点検・修理。	GIII	
4	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系ラプチャーディスク(破裂板)配管において、錆による腐食及び塗装剥離が認められたため、当該配管を点検・修理。	GIII	